

[別紙第83号書式](01.03.28改正)						外国人投資	
関税・特別所得税・付加価値税免除申請書						処理期間	
						3日	
①外国投資家の商号または名称(英文)				②国籍			
外国人 投資 企業	③外国人投資申告日			④租税減免決定日 (関連文書の番号)			
	⑤商号または名称						
	⑥導入資本財の設置場所						
免除 申請 内訳 現況	区分	免除申請限度金額	今回免除申請資本財総額	免除申請資本財累計額			
	⑦法第121条の3 の第1項第1号 による資本財	ウォン (USD : 相当)	ウォン (USD : 相当)	ウォン (USD : 相当)			
	⑧法第121条の3 の第1項第2号 による資本財	ウォン (USD : 相当)	ウォン (USD : 相当)	ウォン (USD : 相当)			
⑨導入資本 財の明細	HSK分類番号	品名	規格	数量	供給者	価格(USD)	
<p>租税特例制限法第121条の3の第2項の規定により、上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 (署名または印)</p> <p style="text-align: center;">(または代理人) (電話：)</p> <p>税関長 殿</p>							
						手数料	
						無し	
<p>※ 具備書類</p> <p>1. 当該事業が租税特例制限法第121条の2の第1項の規定に基づき、法人税などの減免対象事業であることを証明する書類の写し1部</p> <p>2. 当該資本財が租税特例制限法第121条の3の第1項の各号の1に該当することを証明する書類の写し1部</p> <p>3. 外国人投資促進法施行令第38条第2項の規定によって確認を受けた資本財の導入物品明細確認書の写し1部</p> <p>※ 備考</p> <p>⑦、⑧の欄は、租税特例制限法施行規則第51条の2の第1項の規定に基づき、租税免除が排除される部分を除いた資本財の免除限度及び今回の免除申請金額・免除申請日・現在の累計額を記入します。ただし、⑧の欄は外国投資家ごとにそれぞれ区分して記入します。</p>							

210mm×297mm(一般用紙 60g/m²(リサイクル))